

第4期中期目標・中期計画期間における組織評価の基本方針

全学質保証委員会

令和4年3月10日制定

令和6年1月11日改正

第4期中期目標・中期計画期間（以下「第4期」という。）における、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下、「基本規則」という。）第55条および第56条、国立大学法人宮崎大学質保証規程（以下、「質保証規程」という。）及び「国立大学法人宮崎大学自己点検・評価実施細則」（以下、「自己点検・評価実施細則」という。）に基づく自己点検・評価及び第三者評価の実施を踏まえた継続的な質保証について、基本方針を以下のとおり定める。

第1 自己点検・評価

宮崎大学（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。（学校教育法第109条第1項、基本規則第55条第1項）

また、自己点検・評価の結果を踏まえて改善を行い、水準の向上に努める。（基本規則第56条）

- (1) 質保証規程及び自己点検・評価実施細則に基づき、中期目標・中期計画の進捗状況を12月及び年度末に自己点検・評価し、毎年度「自己点検・評価書」としてまとめる。
- (2) 学校教育法第109条第2項及び第3項の規定における認証評価について、質保証規程及び自己点検・評価実施細則に基づき、自己点検・評価を実施し、認証評価機関が定める様式において「自己評価書」を作成する。
- (3) 学部、研究科及び大学の附属施設等は毎年度1回活動状況を自己点検・評価し、「自己評価報告書」としてまとめる。
- (4) 組織の設置及び改組を行った学部及び研究科で第4期において完成年度に到達する場合は、完成年度以降に作成する「自己評価報告書」に「目指したものが達成されているか」の視点を加えてまとめる。
- (5) その他自己点検・評価を実施する必要があると判断した場合には、具体的な目的・目標を定め、自己点検・評価を実施する。

第2 法人評価及び認証評価（第三者評価）

1. 法人評価

本学は、国立大学法人法に基づき、業務運営実績について、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会の評価を受ける。

また、質保証規程第10条に基づき、内部質保証体制の下で、法人評価を通して、組織及び業務全般の見直し・強化に努める。

（目的）

- (1) 本学の中期目標の達成状況を検証する。
- (2) 本学運営の継続的な質的向上を促進する。
- (3) 社会への説明責任を果たす。

（種類）

- (1) 令和7年度末時点の中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価
- (2) 中期目標期間における業務の実績に関する評価

2. 認証評価

本学は、学校教育法に基づき、大学の教育研究等の状況について、定期的に認証評価機関の評価を受ける。

また、質保証規程第10条に基づき、内部質保証体制の下で、認証評価を通して、教育活動を中心として業務の状況の改善・強化に努める。

（目的）

- (1) 本学の教育の質を保証する。
- (2) 評価結果を公表し、広く社会の評価を受ける。
- (3) 評価結果を踏まえて、より良い教育の実現に努める。

(種類)

- (1) 大学機関別認証評価（学校教育法第109条第2項）

本学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、7年以内ごとに受ける評価

- (2) 専門職大学院認証評価（学校教育法第109条第3項）

教職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに受ける評価

第3 分野別第三者評価

質保証規程第11条第1項に基づき、本学は、国際水準や社会的動向を踏まえた分野別到達目標や第三者評価の導入・改善などを通じた高度な職業教育の充実を実現するため、技術者教育、医学教育、獣医学教育など分野別質保証の取り組みを推進する。

なお、質保証規程第11条第2項に基づき、当該分野に係る部局が中核的役割を担いつつ、内部質保証に係る体制と連携を図り対応することとする。

第4 外部評価（外部検証）

本学における教育、研究、社会貢献及び管理運営等の諸活動について、その活動の一層の活性化を促すとともに、教育研究等の改善、未来Vision構想の策定に活かすため、点検及び評価の結果について、外部有識者又はステークホルダーによる検証を行い、その結果を公表する。

1. 全学の外部評価

令和7年度に経営協議会学外委員等により実施する。

2. 学部・研究科の外部評価

各部局の状況を踏まえ、必要に応じて実施する。なお、評価単位については、学部、学部附属施設及び関連する研究科を評価単位とすることができる。

3. 大学の附属施設等の外部評価

各部局の状況を踏まえ、必要に応じて実施する。なお、評価単位については、「教育・学生支援」「研究」「社会連携」「国際連携」等の機能別に集約することができる。

4. 外部評価実施に係る留意事項

- (1) 外部評価受審後は各評価単位にて報告書を作成し、外部評価受審年度末までに学長に報告する。また、学長報告後に開催される全学質保証委員会にて、目標・評価担当副学長及び各学部長等から報告を行う。

- (2) 各評価単位の外部評価報告書は、本学ウェブサイト公表する。

第5 その他

- (1) 第3期中期目標・中期計画期間における組織評価の基本方針（平成28年3月25日制定）は、廃止する。